



2027 Budget Snapshots

**The Fifth MADANI Budget:
Reaching for the Skies, While
Anchored on Our Values**

October 2026

KPMG. Make the Difference.

KPMG in Malaysia

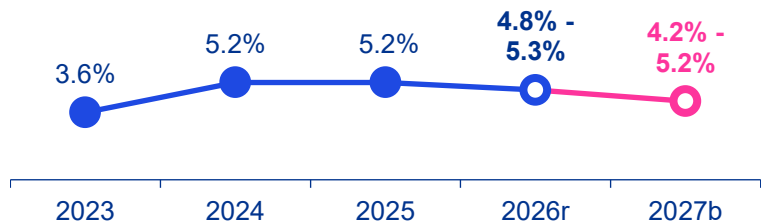


経済概況

GDP成長率

- マレーシア経済は、底堅い内需、良好な雇用環境、所得水準の継続的な改善、および旺盛な投資活動に支えられ、2026年は4.8%～5.3%の成長が見込まれている。一方で、2027年の成長率は4.2%～5.2%へやや減速する見通し。
- 成長の主要な牽引役である民間消費は、家計の購買力が引き続き維持されることに加え、観光、小売、運輸をはじめとするサービス業の拡大を背景に、引き続き堅調に推移すると見込まれている。

前年比GDP成長率



Source: Ministry of Finance, Economic Outlook 2027

セクター別GDP成長率

- 2027年にかけて、多くの産業セクターで成長が見込まれている。
- サービス業は、高付加価値デジタルサービスの拡大、底堅い個人消費、および「Visit Malaysia 2026-2027」による観光客数の増加を背景に、堅調な成長が見込まれる。
- 製造業は、輸出志向型産業の緩やかな拡大に支えられ、引き続き成長基調を維持する見通しである。また、建設業は、非住宅建築案件および専門工事分野における継続的な需要を背景に、安定した成長を維持する見込みである。

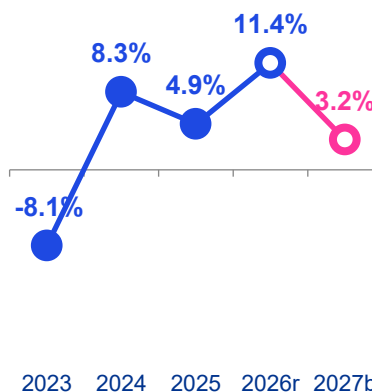
前年比GDP成長率 (%)	2023	2024	2025	2026r	2027b
製造業	0.7	4.2	4.5	6.2	4.1
農業	0.4	3.4	2.2	-2.1	0.5
サービス	5.2	5.4	5.4	5.5	5.2
鉱業	0.5	1.2	0.6	2.6	1.2
建設	5.9	17.6	12.2	6.4	5.7

Source: Ministry of Finance, Economic Outlook 2027

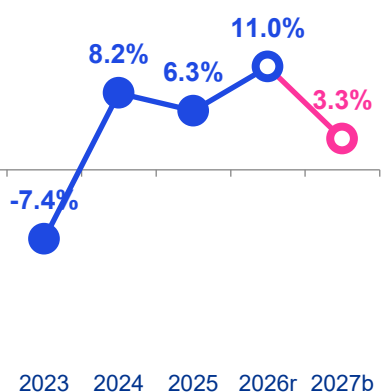
貿易

- 総貿易額は、世界貿易の成長鈍化が見込まれる中においても、テクノロジーサイクルの回復や良好なエネルギー需給環境を背景に、2026年は3兆8,955億リンギット、2027年は4兆218億リンギットに達する見通しである。
- 2027年の総輸出額は前年比3%増となる見込みであり、製造業製品、鉱業製品および農産品の輸出拡大に加え、特に半導体を中心とする電機・電子（E&E）産業の堅調な需要が成長を牽引すると見込まれる。総輸入額は前年比3%増が予想されており、中間財、資本財および消費財に対する需要拡大がその主要な要因である。

輸出



輸入



Sources: Ministry of Finance, Economic Outlook 2027

Note: r - Revised estimate b - Budget estimate, excluding 2027 Budget measures

内需

- 内需は引き続き堅調に推移し、経済成長を牽引する主要因となる見通しである。民間消費および民間投資の継続的な拡大を背景に、内需は2026年に5.4%、2027年に5.1%の成長が見込まれている。
- 2027年には、民間部門の経済活動がGDP成長率に4.1ポイント寄与すると予測されている。これは、底堅い個人消費と旺盛な投資活動に支えられるものである。民間消費は引き続き堅調な推移が見込まれるほか、民間投資もさらなる拡大が期待される。特に、テクノロジー集約型サービス産業および製造業分野における投資が成長を後押しする見通しである。

前年比変化率 (%)	2023	2024	2025	2026r	2027b
政府消費	3.3	4.7	5.3	3.8	3.2
政府投資	8.6	11.1	10.3	7.7	6.8
民間消費	4.7	5.1	5.3	5.0	4.8
民間投資	4.6	12.3	9.4	7.8	7.1

Sources: Ministry of Finance, Economic Outlook 2027

労働市場

- 良好な経済環境と堅調な内需を背景に2026年の労働市場は引き続き安定的に推移する見通しである。
- 2027年においても、地政学的リスクなどの不確実性が継続するものの、力強い内需を背景として労働市場の底堅さは維持される見通しである。総就業者数は前年比2.0%増の1,720万人に達すると予測されている。また、失業率は引き続き低水準の3.0%で推移すると見込まれている。

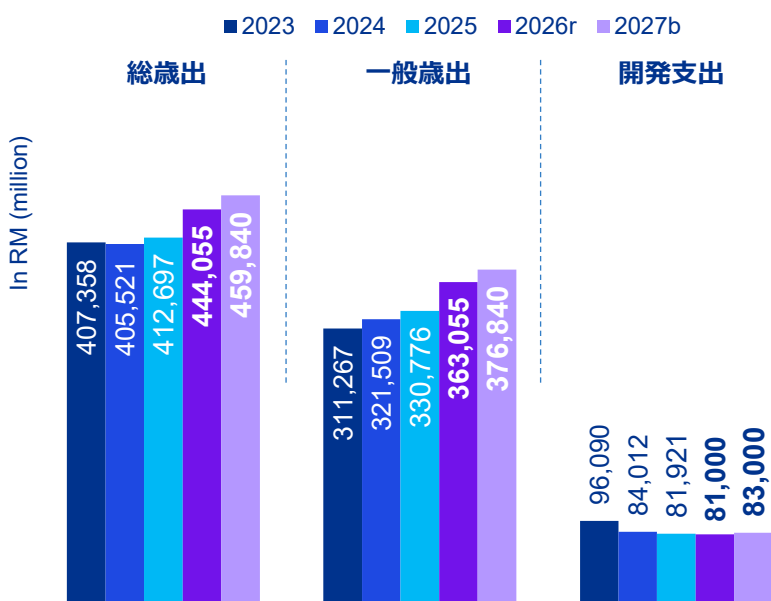
失業率



Source: Ministry of Finance, Economic Outlook 2027

連邦政府歳出

- 2026年の総歳出額は、当初承認された4,192億リンギットから4,441億リンギットへ上方修正された。このうち、81.8%が一般歳出、18.2%が開発支出に配分されている。社会分野が最大の受益分野となっており、総歳出額の34.9%に相当する1,548億リンギットが配分されている。
- 2027年度予算は4,598億リンギットで、GDP比19.8%に相当する規模である。このうち81.9%が一般歳出、18.1%が開発支出に配分されている。教育省、保健省および国防省が予算配分額の上位3省庁であり、合計で総歳出額の30.2%を占める。
- 財政赤字は2026年にGDP比3.6%へ修正され、2027年には同3.3%まで縮小する見通しである。



Source: Ministry of Finance, 2027 Fiscal Outlook and Federal Government Revenue Estimates

Note: r - Revised estimate b - Budget estimate, excluding 2027 Budget measures

連邦政府歳入

- 2026年の連邦政府歳入は前年比6.0%増の3,636億リンギットに達する見込みである。税収は2,807億リンギットと歳入全体の77.2%（GDP比12.8%）を占め、引き続き最大の財源となる。一方、税外収入は829億リンギットで、歳入全体の22.8%を占める。直接税収は、主に所得税収入の増加を背景として前年比5.8%増の1,910億リンギットとなる見通しである。間接税収は、売上税・サービス税（SST）の徴収増加に支えられ、前年比13.2%増の897億リンギットへ拡大すると予測されている。
- 2027年の連邦政府歳入は3,808億リンギットと堅調な水準を維持する見込みである。一方で、予算案に盛り込まれた減税・優遇措置等の影響により、約29億リンギットの歳入減が見込まれており、その主な要因は直接税収の減少である。
- 税収は前年比5.8%増の2,971億リンギットに達する見込みであり、連邦政府歳入全体の78.0%、GDP比12.8%を占める。税外収入は837億リンギットと見込まれており、GDP比3.6%の水準で概ね安定的に推移する見通しである。印紙税収は引き続き増加し、124億リンギットに達する見込みである。この増収は、段階的に導入が進められている印紙税自己申告制度によるところが大きく、特に2027年1月1日から適用される不動産譲渡証書に対する制度導入が寄与すると見込まれている。



Source: Ministry of Finance, 2027 and 2026 Fiscal Outlook and Federal Government Revenue Estimates

Note: r - Revised estimate b – Budget estimate, excluding 2027 Budget measures



2027 budget highlights

主なアナウンスメント

1 中小企業（MSMEs）向け法人所得税率の引下げ

課税所得60万リンギット以下の税率 ↓ 1%

賦課年度2027より、中小企業（MSMEs）に適用される法人所得税率が以下のとおり引き下げられる。

- 課税所得15万リンギットまでの部分：15% → **14%**
- 課税所得15万リンギット超60万リンギットまでの部分：17% → **16%**
- 課税所得60万リンギット超の部分：現行どおり **24%**

2 外貨建て融資・ファイナンス契約に係る印紙税

- マレーシア国内の金融機関から受ける外貨建て融資・ファイナンス契約について、印紙税額の上限が設定される。
 - 融資額がRM100百万以下の場合：RM2,000
 - 融資額がRM100百万超の場合：RM5,000
- 2027年1月1日以降に締結される融資・ファイナンス契約に適用される。

3 居住者に対する個人所得税率の改定（賦課年度2027より適用）

↓ 1%

- RM70,001からRM100,000の所得区分：19% → 18%
- RM100,001からRM150,000の所得区分：25% → 24%

↑ 2%

- RM1,000,001からRM2,000,000の所得区分：28% → 30%

4 個人所得税の基礎控除

- 現行のRM9,000からRM12,000へ引き上げられる。
- 賦課年度2027より適用。

法人所得税

■ Commentary

2027年度予算案では、新税の導入や税率の引上げを行うことなく、課税ベースの拡大、税務コンプライアンスの向上、および既存税制の見直しを通じて税収の増加を図る方針です。また、中間所得層（M40層）の生活費負担を軽減するための重点的な施策も盛り込まれています。

個人所得税については、基礎控除額がRM9,000からRM12,000へ引き上げられるほか、医療費、スポーツ用品、子女の教育費、AIサービス利用料およびペットの保護に関する費用などを対象とする各種控除も拡充されます。また、一部の中間所得者層に対しては所得税率が引き下げられる一方、課税所得がRM100万を超える高所得者層については税率が引き上げられます。

中小企業（MSMEs）については、法人税率の引下げにより事業運営および成長投資に向けた資金余力の拡大が期待されます。加えて、一定のマレーシア国内調達資産に対する加速度償却制度についても、全ての事業者を対象として2030年末まで適用期間が延長されます。

さらに、内国歳入庁（IRB）および関税局（RMCD）によるAI、データ分析および電子インボイスの活用拡大により、税務行政の効率化・高度化が進み、2027年の税収増加を後押しすることが期待されます。



Dr Veerinderjeet Singh
Senior Adviser on Tax Policy

5

Sukuk Prisma発行費用の税務上の優遇措置

- サステナブル・プロジェクトの資金調達を目的として発行される Sukuk Prisma に係る発行費用について、マレーシア証券委員会（SC）の承認、認可または届出を受けた案件を対象に、賦課年度2027から賦課年度2030まで損金算入が認められる。

6

Shariah適格ファンド運用に係る税制優遇措置の延長

- マレーシア証券委員会（SC）の承認を受けた Shariah適格ファンド運用サービスを提供するマレーシア居住法人を対象とする所得税優遇措置について、Shariah適格ファンドの運用から得られる法定所得に対する所得税免除率が現行の60%から40%へ見直される。
- 当該優遇措置の適用期間は賦課年度2028から賦課年度2030までの3年間延長される。

7

給与支払の損金算入要件の見直し

- 賦課年度2028より、給与については、金融機関を通じた支払いまたは所定のキャッシュレス決済手段による支払いである場合に限り、税務上の損金算入が認められる。なお、本要件は中小企業（MSMEs）には適用されない。



PTPTN（国民高等教育基金）ローンの返済に係る税務上の損金算入措置

- 雇用主が従業員に代わってPTPTN（国民高等教育基金）ローンを返済した場合、一定の要件を満たすことを条件に、その返済額について税務上の損金算入が認められる。適用要件は以下のとおり。
 - 雇用主がPTPTNローンを返済する見返りとして、従業員に対していかなる支払いも求めないこと
 - 対象となる従業員がフルタイム従業員であること
 - 対象となる従業員が事業の所有者でなく、かつ雇用主と親族関係を有していないこと
- 2027年1月1日から2028年12月31日までの間に雇用主が実施したPTPTNローンの返済に適用される。

マルチ・ファミリーオフィス（MFO）モデルの導入

- フォレストシティにおいて、MFOモデルが導入される。これにより、認可を受けたファンドマネージャーは、承認されたSFOビークル（単一家族向け資産管理会社等）を含む複数の富裕層ファミリーに対して、資産運用および関連サービスを提供することが可能となる。

BAKAT MADANI研修プログラムの実施に対する税務優遇措置

- BAKAT MADANI研修プログラムの実施に参加する企業に対し、当該プログラムに関連して発生した費用について税務上の損金算入が認められる。2026年6月29日から2030年12月31日までの期間に実施されるBAKAT MADANI研修プログラムを対象とする。

マレーシア海運会社に対する所得税免除措置の延長

- マレーシア海運会社に認められている所得税の100%免除措置について、適用期間が賦課年度2027から賦課年度2036まで延長される。ただし、本措置の適用にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。
 - 経営戦略の策定および実効的な経営管理がマレーシア国内で行われていること
 - マレーシア船籍船1隻につき、年間RM250,000以上の運営支出をマレーシア国内で支出していること
 - マレーシア船籍船1隻につき、平均月額給与RM15,000以上のマレーシア国民を4名以上雇用していること

移転費用に係る税務上の損金算入措置

- マレーシア資本100%の自動車関連サプライヤー企業が、タンジョン・マリムのAutomotive Hi-Tech Valley（AHTV）へ事業拠点を移転する場合、適格移転費用について最大RM5百万まで税務上の損金算入が認められる。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までの間に発生した対象費用に適用される。

学校公共寄付基金（TSUWAS）の対象範囲の拡大

- 賦課年度2027より、マレーシア所得税法第44条第6項に基づく学校公共寄付基金（TSUWAS）の対象範囲が、学校の管理運営費、修繕・保守費用、設備・備品の購入費用、生徒向けプログラムの実施費用などにも拡大される。



■ Commentary

2027年度予算案は、投資においては規模だけでなく、その「質」も同様に重要であるという明確なメッセージを示しています。支援対象は、半導体産業の発展や自動車関連投資、一部のグリーンテクノロジー、地域統括サービスなど、戦略的な分野および地域に重点的に向けられています。これらの施策は、マレーシアの産業基盤や競争力の強化を目的としており、新たに導入されるNew Incentive Framework（NIF）では、製造業投資がもたらす成果を重視するアウトカムベースの評価アプローチが採用されています。

企業が政府からのサポートを獲得するためには、単なる設備投資額の大きさを示すだけでは十分ではありません。投資案件が生産性向上や技術導入、高度人材の雇用創出、さらには現地サプライヤーの育成にどのように貢献するかを明確に示すことが求められます。最終的には、こうした投資がマレーシア経済に対して持続的な付加価値をどれだけ創出できるかが、その成否を測る重要な指標となるでしょう。



Mah Chun Wai
Senior Director

14 Global Services Hub (GSH) 税制 優遇措置の見直し

New company

5%

GSH所得に対す
る税率

Existing company

15%

or

5%

所定の基準所得額
以下のGSH所得に
対する税率

所定の基準所得額を
超えるGSH所得に対
する税率

インセンティブ期間

- 5年ごとに更新可能であり、最長30年まで適用可能（各優遇期間の前後における企業の実績およびコミットメントの達成状況を条件とする）

適格サービス

- 地域統括損益管理および事業管理機能
- 戦略的事業計画の策定
- 企業成長・事業開発

追加サービス

以下のサービスカテゴリーの中から最低2つの対象活動を実施することが求められる。

- 戦略サービス
- ビジネスサービス（Treasury Fund Management（TFM：財務資金管理機能）を含む）
- シェアードサービス

免税対象所得

- サービス提供による所得
- サービス提供及びトレーディングによる所得
- TFMから生じる所得のうち、財務大臣が定める所得

Treasury Fund Management

GSH認定企業が、マレーシア国内の仲介機関を通じたキャッシュプーリングを目的としてTFM活動を行う場合、以下の追加優遇措置が適用される。

- 非居住者に支払う利息に対する源泉税免除
- 外貨建てグループ内貸付契約に係る印紙税の100%免除

また、これらの追加優遇措置は、JS-SEZ（ジョホール・シンガポール経済特区）向けの優遇パッケージにも拡大適用される。

適用日

2027年1月1日以降に、マレーシア投資開発庁（MIDA）へ提出された申請から適用される。

15 再投資控除の見直し

再投資控除（Reinvestment Allowance：RA）制度について、適用対象となる要件および制度設計の見直しを実施される。

16 グリーン投資税額控除（GITA）の見直し

GITAプロジェクト（ビジネス目的）

- 3段階（Tier 1～3）で構成されていた制度を2段階へ簡素化し、それに伴い対象活動の見直しを実施する。
- Tier 1: 適格設備投資額に対して100%のGITAを付与する。控除期間は5年+5年であり、法定所得の100%または70%まで相殺可能である（現行制度から変更なし）
- Tier 2: 適格設備投資額に対して60%のGITAを付与する。法定所得の70%を上限として5年間相殺可能である。従来適用されていた「GITA 100%、法定所得100%までの相殺」から優遇内容が縮小される。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までの間に、MIDAへ提出された申請が対象となる。

GITA資産（自己利用）

- Tier 1: 適格設備投資額に対して100%のGITAを付与し、法定所得の70%を上限として控除可能である（変更なし）。

適格資産: 対象資産については、電動二輪車（電動バイク・スクーター）およびグリーンビルディングが対象から除外される一方、マレーシア国内で生産されたEV（電気自動車）向けインフラ、廃棄物の堆肥化・リサイクルシステム、排水再利用システムおよび雨水利用システム、再生可能エネルギー統合システムが新たに追加される。

- Tier 2: 適格設備投資額に対して60%のGITAを付与し、法定所得の70%を上限として控除可能である（変更なし）。

適格資産: 省エネルギー設備および太陽光発電システムが対象から除外される一方、EV（電気自動車）関連インフラが新たに追加される。

- Malaysian Green Technology and Climate Change Corporationの認証を受けた対象資産について、2027年1月1日から2030年12月31日までの期間に取得したものが対象となる。

18 既存の税制優遇措置の延長

投資

- テクノロジー系スタートアップ企業に対してエンジェル投資家が行った投資額と同額を所得税免除の対象とする既存の税制優遇措置について、適用期限を2030年12月31日まで延長する。
- 適格個人投資家がエクイティ・クラウドファンディングを通じて行った投資額の50%を所得税免除の対象とする既存の税制優遇措置について、適用期限を2030年12月31日まで延長する。なお、免除対象額は、各賦課年度につき最大RM50,000までとし、免除額は当該課税年度の総所得の10%を上限とする。

インセンティブ旅行、国際会議および国際展示会のマレーシア開催事業者向け税制優遇措置の延長

- Ministry of Tourism, Arts and Cultureの認定を受けた主催事業者に対して適用される、法定所得の100%を対象とする所得税免除措置について、一定の条件の下で賦課年度2030まで延長する。

設備・機械・ICT機器に係る設備投資に対する加速度償却（ACA）の延長

+ 4 years

- 重機、設備および一般機械（ただし、マレーシア国内製造業者から調達したものに限り）、ICT機器やコンピュータソフトウェアの取得、ならびにカスタマイズされたソフトウェア開発に係るコンサルティング費用、ライセンス費用および付随費用について支出した適格設備投資額に対し、取得時償却20%および年次償却40%からなる加速度償却の適用期限を、2030年12月31日まで延長する。

17 少額資産に係るCapital Allowance（税務上の減価償却費）の拡充

- 賦課年度2027より、Capital Allowanceの対象となる少額資産の1資産当たりの取得価額上限を、RM2,000からRM3,000へ引き上げる。
- また、中小企業（MSMEs）以外の企業については、少額資産に係る年間控除限度額を、RM20,000からRM30,000へ引き上げる。一方、MSMEsについては、引き続き上限なく適用することが可能である。

印紙税

■ Commentary

2027年度予算は、国民負担の軽減、中小企業を中心とする企業支援、そして税務コンプライアンスの強化を同時に実現することを目指しています。個人が生活費の上昇に対応できるよう支援すること、企業が成長し競争力を維持できるようにすること、そしてすべての人が公平に国の歳入に貢献すること、これらの適切なバランスを保つことが重要視されています。

本予算の効果は、発表された優遇措置や免除制度そのものだけでなく、これらの施策がどの程度適切に実施されるか、それらを必要とする個人や企業にとってどれだけ利用しやすいか、そしてそれらが経済全体に対して実質的かつ持続的な恩恵をもたらすかにかかっています。



Bhupinder Singh
Senior Tax Advisor

19 マレーシア国民による初回住宅購入に係る印紙税の免除

- 価格がRM500,000以下の住宅
 - 不動産譲渡証書および融資契約書に係る印紙税の100%免除措置を継続。
- 価格がRM750,000以下の住宅
 - 最初のRM500,000については、印紙税を100%免除。
 - RM500,000からRM750,000までの部分については、印紙税を50%免除。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までに締結された売買契約に係る不動産譲渡証書および融資契約書が対象。

20 放棄住宅再生プロジェクトに係る印紙税の免除

- 再生請負業者または開発業者、および当初の放棄住宅購入者が締結する不動産譲渡証書および融資契約書については、印紙税を全額免除。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までに締結された不動産譲渡証書および融資契約書が対象。

21 普通預金・当座預金口座の開設に係る印紙税の免除

- 個人または法人が普通預金口座・当座預金口座の開設の際に作成する、特定の法的義務、補償、保証または責任を生じさせる誓約を含む文書について、印紙税を全額免除。
- 2027年1月1日より適用。

22 中小企業および小規模請負業者向け政府系融資支援スキーム(CAKNA)に係る印紙税

- CAKNA I（中小企業向け）：融資契約について、RM10を超える印紙税額の免除を2030年12月31日まで延長。
- CAKNA II（小規模請負業者向け）：2027年1月1日から2030年12月31日までに締結される融資契約について、RM10を超える印紙税額を免除。

23

マレーシア船舶の購入・建造資金に係る 融資契約の印紙税

マレーシア船舶の購入・建造について適用される印紙税の上限を以下のとおりとする。

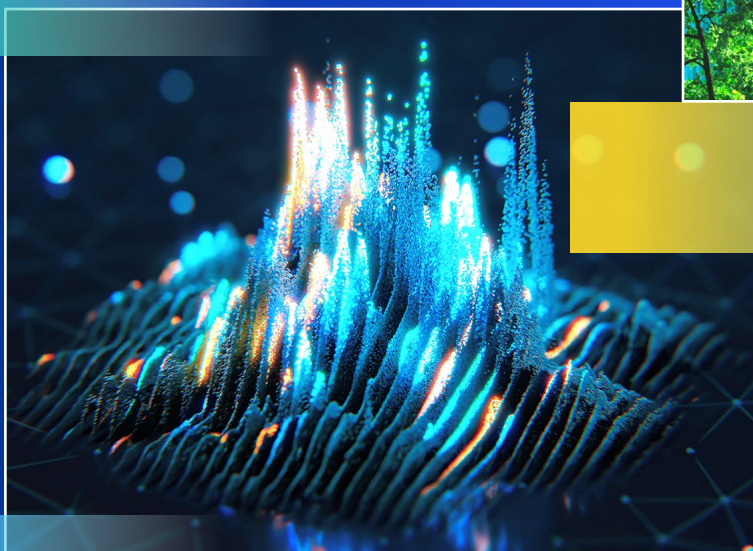
- 融資額がRM100百万以下の場合：RM2,000
- 融資額がRM100百万を超える場合：RM5,000

2027年1月1日以降に締結された融資契約が対象。

24

Peer-to-Peer (P2P) プラットフォーム による融資契約の印紙税

- P2Pプラットフォームを通じて締結される中小企業（MSMEs）と投資家間の融資契約について、印紙税負担をRM10に軽減する措置の適用期限が2030年12月31日まで延長される。



間接税

25 高齢者介護サービスに係るサービス税率の引下げおよび免税措置

↓2%

- 高齢者介護サービスの提供に係るサービス税率を、8%から6%へ引き下げる。
- 一定の要件を満たす登録介護施設は、1人当たり年間の介護費用RM96,000までサービス税が免除され、超過額については6%のサービス税が課される。
- 高齢者介護サービスは、現行のGroup Cから、Group I（その他のサービス）の新項目に分類が変更される。
- 2027年1月1日より適用。

26 国内の販売業者・流通業者による製造業者への販売に対する売上税還付制度

- 国内の販売業者・流通業者が製造業者へ販売した、Sales Tax (Persons Exempted from Payment of Tax) Order 2018 別表A第55項に定める適格機械、予備部品および設備について、売上税の還付請求を認める。
- 国内の販売業者・流通業者が製造業者へ販売した、別表Bに定める医薬品、飼料、肥料および農薬の製造に使用される認可原材料について、売上税の還付請求を認める。
- 2027年1月1日より適用。

27 ランカウイ原産品に係る輸入関税免除の見直し

- ランカウイ原産品に係る輸入関税免除の対象範囲を見直し、ココナッツ、コーヒー製品、手工芸品、大理石等の特定商品を対象に追加する。
- 2027年1月1日より適用。

28 免税地域から搬出する物品に対する輸入関税および売上税免除の見直し

- ランカウイおよびラブアンにおける訪問者・観光客向けの輸入関税・売上税免除制度について、最低48時間の滞在を条件として、免税対象商品の購入限度額をRM10,000へ引き上げる。
 - タイヤ・チューブ、酒類、たばこ製品、喫煙パイプ、電子たばこおよびVAPE（関連する液体・ジェルを含む）を除く、すべての新品の商品が対象。
- 2027年1月1日より適用。



29 連邦直轄領における娯楽税免除の見直し

- 以下の指定されたカテゴリーに適用される娯楽税の減免措置を2030年12月31日まで延長する。
 - 娯楽税率10%（軽減措置適用後）**
海外アーティストによるステージ公演、ライトショー、サーカス、映画上映、劇場公演、展示会、動物園、水族館、スポーツイベント、eスポーツ、ボウリング、スヌーカー、プール、ビリヤードおよびカラオケ
 - 娯楽税率5%（軽減措置適用後）**
テーマパーク、家族向けレクリエーション施設、屋内娯楽施設およびシミュレーター施設
 - 娯楽税率0%（軽減措置適用後）**
国内アーティストによるステージ公演
- 2030年12月31日までに財務省（MOF）が受理した申請が対象。
- 連邦直轄領における国内映画上映および国内劇場公演の入場料について、娯楽税を100%免除する措置を4年間適用する。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までにMOFが受理した申請が対象。

30 スタジアム・ムルデカおよびスタジアム・ネガラで開催されるイベントに係る娯楽税の免除措置

- スタジアム・ムルデカおよびスタジアム・ネガラで開催される文化・芸術イベント、エンターテインメントおよびスポーツ関連イベントについて、娯楽税の免除措置が適用される。
- 2027年1月1日より適用。



個人所得税

31

賦課年度2027からの所得控除拡大

RM10,000を上限とする本人、配偶者、子女の医療費控除

- 産後ケア費用（上限RM3,000）、授乳用品（上限RM1,000）を医療費控除の対象に追加。
- 医療費控除とは別個に設定されていた授乳用品にかかる所得控除は、この医療費控除に統合される。

RM8,000を上限とする両親、祖父母の医療、歯科、特別ニーズおよび介護費用の控除

- すべての介護関連費用に控除対象を拡大。

RM2,500を上限とするライフスタイル控除

- 以下を控除対象に追加。
 - AIソフト・アプリのサブスクリプション
 - ペットの保護、予防接種、避妊・去勢

RM1,000を上限とするスポーツ用品・スポーツ活動費用の控除

- 運動靴（上限RM300）を控除対象に追加。

SOCISOへの拠出の控除

- 自営業者向けSOCISO(LINDUNG KENDIRI)における強制加入対象3業種（旅客運送業、貨物・食品配送、屋台営業）の被保険者拠出を控除対象に追加。
- 非就業災害保険制度(LINDUNG 24) および LINDUNG KENDIRIにおける強制加入対象外の17業種の被保険者任意拠出を控除対象に追加（上限RM150）。



32

賦課年度2027からの所得控除見直し

RM7,000を上限とする技術職業訓練教育研修費の控除

所得税法46条(1)(f)項について以下の変更が提案されている。

- 認定された国内の教育機関または専門団体において、あらゆる分野の修了、ディプロマ、学士、修士または博士号の取得を目的として本人が負担した授業料にまで対象を追加。
- TVET（技術・職業教育訓練）分野の認定されたスキル向上・自己啓発コースに係る費用について、控除対象を配偶者まで拡大し、控除限度額をRM2,000からRM3,000へ引き上げ。
- 以下の費用についてRM2,000を上限として控除の対象とする。
 - 本人または配偶者が受講する、業務とは直接関係のない各種講座、研修、技能習得プログラムおよび自己啓発講座に係る費用
 - 子女が受講する科学・技術・工学・数学、芸術、語学または宗教分野の各種講座、研修、授業に係る費用

33

所得控除の延長

国内観光支出の控除

- RM1,000を上限とする観光地入場料、文化・芸術プログラムに係る税額控除を賦課年度2027まで延長。

KPMG offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +605 253 1188
Email: info@kpmg.com.my



Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public